

「混合介護」の弾力化に反対する意見書

国の公正取引委員会は、2016年9月に「混合介護」の弾力化を求める提言を行い、これを受け、政府の規制改革推進会議では、10月に重点項目として議論する方針を決めた。

現在でも、民間の事業者による「混合介護」は、介護保険内のサービスと保険外のサービスを明確に区分することを前提に行われているが、「混合介護」の弾力化では、介護保険内と保険外のサービスの一体的な提供を認め、事業者がその価格を自由に決められるようにする、公定価格つまり介護報酬を上回る価格を設定することも可能となる。

これにより介護保険内と保険外のサービスの境目が不明瞭になり、利用者や御家族に混乱を来すのみならず、現在でも利用できるサービスであっても費用負担が賄えず、利用したいサービスを控えている人もいらっしゃる現状であるのに、サービス料金を自由に設定できる仕組みができると、費用を負担できる人は手厚いサービスが受けられ、そうでない人は受けられないという「介護格差」が生じることは必至である。

本来、国が責任を持つべき公的保険制度である介護保険制度の崩壊につながるものである。

よって、本市議会は、政府に対し、「混合介護」の弾力化を行わないことを強く求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成28年12月21日

三鷹市議会議長 後藤 貴光